

税のお知らせ

■問い合わせ先  
税務課 ☎(40)5554

「税に関する標語」の表彰

11月12日、公益社団法人栃木法人会石橋地区会主催の入選作品表彰式が行われました。入選作品は次のとおりです。(敬称略)

○栃木税務署長賞

古山小学校6年 若松 すぐ穂  
「税金を 納めて築く 明るい社会」

○下野市長賞

石橋小学校6年 田崎 祥吾  
「税金は 明るい未来を 創ってる」

○下野市教育長賞

石橋小学校6年 小野澤 拓海  
「税金は ないところまるね これからも」

○(公社)栃木法人会長賞

石橋小学校6年 岸 裕季  
「安心だ 生活と夢 守る税」

なお、その他の法人会石橋地区会長賞等作品は、国分寺庁舎1階ロビーに掲示しています。



国税庁長官賞を受賞

11月16日、栃木市商工会議所において、全国納税貯蓄組合連合会・国税庁主催の中学生「税についての作文」募集で、市内中学生の作品が各賞を受賞しました。(敬称略)

○国税庁長官賞

南河内第二中学校一年 星 愛優香  
「姉の命をありがとう」

○栃木県議会議員賞

石橋中学校三年 塚田 日南子  
「新しい学校ができる」

○栃木県納税貯蓄組合連合会長賞

南河内第二中学校三年 小西 健太  
「税金への関心」

○下野市長賞

国分寺中学校三年 檜山 杏奈  
「税を通して」



左から星さん、塚田さん、小西さん、檜山さん

償却資産の申告をお忘れなく!

償却資産とは、土地、家屋以外の事業に使用する資産で、会社(法人)や個人で工場や商店または駐車場などを経営している方が事業のために用いている構築物、機械、器具・備品などです。

毎年1月1日現在で償却資産を所有する方は、法令に基づき、資産の名称、取得時期、価格などを市に申告しなければなりません。

償却資産の申告期限は、2月1日までです。対象となる資産を所有する方は、必ず申告してください。(資産に増減がない場合も、申告は必要です。)

昨年中に新しく設立した事業所や、引き続き申告が必要な事業所などに對して、昨年12月中に申告案内を送付しました。申告案内が届いていない場合や、新たに申告するため申告用紙が必要な方は、税務課資産税グループまでご連絡ください。



申告にはインターネットによる電子申告「e-TAX」も利用できます。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

太陽光発電設備については、個人で設置した場合でも10kw以上の設備は、償却資産の対象になります。(建材型ソーラーパネルで、屋根材として家屋の評価に含まれたものは除きます。)

正当な理由なく申告しない場合や、虚偽の申告をした場合は、過料などの罰則が科せられることもありますので、必ず申告してください。なお、ご不明な場合は税務課資産税グループへお問い合わせください。

■問い合わせ先

税務課  
☎(40)5554

資産種類	内容
1 構築物	看板、フェンスなど土地に定着する工作物
2 機械及び装置	印刷機械、太陽光発電設備、建設機械などの機械装置
3 船舶	一般船舶、貨物船、漁船など
4 航空機	飛行機、ヘリコプターなど
5 車両及び運搬具	運搬車、大型特殊自動車など(自動車税や軽自動車税の課税対象は除く。)
6 工事、器具及び備品	エアコン、パソコン、冷蔵庫、通信設備など